

## 論 説

## 清末の北流黄河における「賈工」と築堤

細見和弘

## はじめに

前稿で論じたように、清代同治年間末に山東巡撫丁宝楨の主導により立案・策定された黄河治水計画では、山東省荷沢県の賈荘において堵築工事を行う（「賈工」）とともに、南北兩岸に普く長堤を築造することが定められた。築堤に当たり、丁宝楨は管轄する山東省内だけではなく、所要費用を山東負担とすることで、隣接する直隸省と一体に施工する意向を示した。直隸財政の窮状を抱える直隸総督李鴻章は、丁の提案に同意し、黄河南岸の東明県で40余里に及ぶ長堤築造に着手した。その一方で、北岸の開州での築堤工事を延期し、当面は金堤を補修するよう計画を変更することを求めた。丁宝楨はこれを容れたのであった<sup>1)</sup>。

本稿は、政策決定過程を主な検討対象とした前稿の続編である。先ず第一節と第二節で、「賈工」及び築堤事業の実施過程について論じ、第三節では、事業完遂後に発生した問題について若干の考察を試みたい。

## 第一節 丁宝楨による「賈工」と築堤

## (一) 山東省荷沢県賈荘における堵口工事

丁宝楨が工事を早期に起工するよう朝命を受けたのは、同治十三年（1874）十一月二十一日のことであった。当時の現場は、同月二十三日から二十八日までの数日間、驟かに寒冷となったために河面が凍結してしまい、<sup>はき2)</sup> 壩基を立てる場所が1～2尺の水に浸かる有様で、到底工事を始められるような情況ではなかった。それで、丁宝楨は「深く焦慮を為した」という。その後、十二月初九日から十日にかけて天候が回復し、凍結していた場所の氷結が僅かに溶け、水が引いたことに加え、各種の資材が二割から三割集まったことで、灘面が低い南壩での壩基が急いで造られ、遅くとも十四日には竣工した。十二月中旬に丁宝楨は、以上のように堵口工事が緒についた経緯について清廷に報告すると共に、十六日に地勢の高い北壩で進占を開始する予定であると陳べている。堵口工事に要する期間は、南北両壩の占数が比較的多いことを理由に、少なくとも70日とされた。こうして竣工の期限は、年明けの清明節（陰暦で二月二十九日）までの「たった二箇月余

り」に設定されたのである。<sup>4)</sup>

北壩での進占工事の開始は、年明けの光緒元年正月初一日にずれ込んだ。予定より二週間ほど遅れたことになる。丁宝楨は、正月二十日付の上奏文の中で、南壩の進占については、資材が入手できたので、二日で1占を完成させることが可能であるとし、工事の進捗が順調である旨の報告している。一方、北壩の工事は、遅延が目立った。もともと起工の予定が南壩の数日遅れであったうえ、「東は漫水を隔て、北は旧河に阻まれる」ために資材を迅速に運ぶのが難しいという問題を抱えており、資材が揃うのを待つ時間が必要であったと、丁はその理由を説明している。<sup>5)</sup>

賈荘における口門<sup>6)</sup>の大きさは、同治十三年十一月末に計画が立案された時点で、「二百六十丈」とされていた。<sup>7)</sup>着工後ほぼ一箇月を経た正月中旬頃には、口門はなお「一百十余丈」の寛さがあるものの、二月中旬に合龍<sup>8)</sup>が可能と見込まれていた。<sup>9)</sup>ところが、工事が進捗して口門が窄くなるに伴い、水の勢いが河底を刷して水深が深くなるため、工事は困難を極めるようになる。期日を意識したのか、丁宝楨は、二月十九日付の上奏文で、二月初三日から数日間降雨が続いた時期でも敢えて工事は中断しなかったが、3尺余寸の増水に見舞われ、水勢は深く、1占毎に使用する資材は3倍に増えたと弁明し、十八日の時点で、なお「二十余丈」の金門<sup>10)</sup>が残されていると現状を報告している。そして、水勢がより一層烈しくなっているだけでなく、資材の運搬に遅滞が発生したため、合龍の時期は、日時をやや延期せざるを得ない旨を陳べている。<sup>11)</sup>

資材は二月二十四日に続々と運ばれるようになり、また事態を聞き付けた河南巡撫の錢鼎銘<sup>12)</sup>が船による稽料の運搬に助力を惜しまなかったため、問題は急速に解決に向かった。翌二十五日から昼夜を分かたず南北両壩の進占が再開されるようになり、三月初六日の卯時（午前6時頃）に掛籠<sup>13)</sup>を経て、合龍が達成された。その後、占体からの水漏れを食い止め、壩身を強固にするために、閉気と呼ばれる最終工程<sup>14)</sup>が早急に実施された。四月初六日には、廂埽<sup>15)</sup>を加え、埽面上の土を押し、一切の善後措置を施行し終えた。この度の堵口工事を竣成するのに要した費用は、合計98万7,954両6錢9分8厘に上った（その内訳については表②を参照のこと）。丁宝楨は、昨年120万両まで減額した見積もりよりも、更に20余万両を節減できたことを誇示している。<sup>16)</sup>

なお賈荘での堵口工事を終えた丁宝楨は、工事の収支報告書を作成し報告する手続きの免除を宮廷に申し出て<sup>17)</sup>、裁可されている。<sup>18)</sup>ところがその後、経理を担当する局員が「用款を核明し、収支を開列した簡明なる清單（収支報告書）」を作成し、丁宝楨にその具奏を呈請した。丁宝楨がその中身を調べたところ、「均しく相符すに属す」ことが確認されたので、光緒元年六月初十日付の上奏文に添付されている。<sup>19)</sup>

## （二）黄河南岸における築堤工事

丁宝楨は、長堤の築造を立案する段階から、黄河南岸の東明に堤防が無ければ、菏泽の堤防は無益であり、北岸の開州に堤防が無ければ、濮州の堤防は無益であると陳べ、山東と直隸の両省が一体となって堤防を建設する必要があると主張していた。<sup>20)</sup>黄河を制御するには、所轄する山東省が関与するだけでは不十分であり、隣接する直隸省との連携が必要不可欠であるとの考えから、総督を務める李鴻章と連絡を取り、合意を得ることに努めたのであった。光緒元年正月月中旬に丁宝楨は、その月の初めに築堤工事を開始した経緯を宮廷に報告したのに続き、直隸省内の築堤工事について言及している。<sup>21)</sup>その中身は以下のように要約することができる。

- (1) 直隸省内の工事は、津貼（手当）<sup>しんちよう</sup>を酌撥し、山東と一体にして行う。大名当局に拠ると、当地での資金調達が困難なのに加え、開州と東明の民力が極度に衰えていることから、山東省からの津貼に全面的に依存するとの意向が伝えられた。
- (2) 直隸南岸の堤工（堤防建設工事）は、山東省と同時に起工する。
- (3) 開州の北堤は、距離が長く、津貼に要する銀両が巨額になり、建設が容易ではないので先送りとする。李鴻章と協議したところ、直隸側は経費が賄えないし民力も持ち堪えられないことを理由に、金堤の補修を望んだため、この代替策が取られた。
- (4) 金堤にどのような補修<sup>22)</sup>を追加して行うのかについては、本年の水勢が安定するのを俟ち、再度協議することにする。

山東省内における築堤の範囲は、直隸との境界から運河と黄河が交わる十里鋪に至るまでの全長180～190里に及び、菏泽、定陶、城武、濮州、鄆城、鉅野、嘉祥、濟寧、汶上、東平の十州県が工事を分担するというもので、日毎に「あわせて十余万」もの多くの労働力を要する大規模な事業であった。<sup>23)</sup>

さて、築堤工事が着工されたのは、光緒元年（1875）正月初めのことである。この年は春寒<sup>しゅんかん</sup>がやや厳しく、氷結の溶けるのが頗る遅れていた。十一日に河の凍結が少し溶けたので、各営の将官が兵勇を督率して水内で施工し、5昼夜を掛けて東西1,000余丈に一律に小堰を築いた。丁宝楨は、この小堰を完成させたことで、河水が灘地を串走しなくなり、急いで堤防を建設する際の障害が取り除かれた旨を伝えている。<sup>24)</sup>これ以外にも、厳しい気候条件により、様々な形で工事の進捗が妨げられた。凍土のため礮（たこつき）で打ち固める工事が困難となったり、陰雨に見舞われて用土の採取が難しくなったため、工事は停滞を余儀なくされたのである。二月中旬の時点で丁宝楨は、築堤の達成度を「現に一律に起工したが、高さ<sup>25)</sup>と厚さが未だ十分ではない（現雖一律興築、尚未十分高厚）」と見なしている。

丁宝楨が四月十四日付の上奏文を草した時点で、南堤の工程は既に「十のうち三、四」が達成されていた。同月中旬には「十のうち六、七」が出来上がり、月末に一律に完成することが見込まれた。<sup>26)</sup>各州県から工事の完成した旨が前後して上申されたのは、四月の上旬から五月の初旬にかけてであった。<sup>27)</sup>

一方、直隸省東明県における南堤の築造は、直隸総督の李鴻章が工事を主導し、光緒元年に東明県の何店から山東省菏泽県に至る全長約40里の長堤が完成した。ただ、該県が被災地であったため、その形態は頂寛2丈、底寛8丈、高さ1丈2尺に止まり、山東省で築造された長堤よりも高さに遜色があった。それで、堤防の加築が課題となっていた。また、何店から上流の長垣県に至るまでの20里は、もともと築堤の対象地に含まれていなかった。ところが、工事の際に当地の水を適切に処理する必要が実感されたため、少しく小型ではあるが長堤を接築することになった。それで、光緒二年に実施された工事は大規模で巨費を要したのであるが、財政上の制約により、前年のように民夫を動員することはできず、暫く「兵力」に頼って施工されることになった。ここで「兵力」というのは、記名提督劉盛休<sup>りゅうせいきゆう</sup>が統率する淮軍の歩隊14營（濟寧に駐屯する銘字營）、及び署正定鎮総兵葉志超<sup>ようしちよう</sup>、署大名鎮総兵許保清<sup>きょほせい</sup>、開州協副將張桂芳<sup>ちやうけいほう</sup>がそれぞれ統轄する練軍

（緑営の精鋭から成る）の歩隊6営を指している。工事は二月初八日に着工され、四月二十七日に竣成した。洪水から堤防を守る防汛には、大名鎮開州協に所属する練軍6哨を留め置き、張桂芳を派遣して督帶させることになった<sup>28)</sup>。

なお李鴻章がこのとき直隸省東明県で築造した長堤は、以後約40年間にわたり決壊せず、洪水の発生を阻止したとして極めて高い評価を得ていることを付言しておきたい<sup>29)</sup>。

### （三）工事費の調達問題について

同治十三年十二月から光緒元年正月初めにかけて、賈莊での堵口工事で南岸での築堤が始まると、丁宝楨は、工事費の調達問題に腐心するようになった<sup>30)</sup>。早くも正月二十日付の上奏文の中で、戸部から認可された銀150万両の協餉<sup>きょうしゅう</sup>が、河南から供給された2万両に止まり、不振を極めていることに苦言を呈している。丁宝楨は、今後に想定される資金不足を解消するために、山東省の所管する財源から騰挪<sup>とうな</sup>（流用）することで補填する<sup>31)</sup>という対応策を講じた。それで、藩運糧の各庫及び臨清・東海両関から隨時融通<sup>32)</sup>することが認められた。

当初供給の遅れが顕著に見られた各省からの撥款は、その後、陸續と山東に供給され、六月初めまでに、兩淮・江蘇・江西・湖南・安徽の諸省については、「原統指撥之款」（拠出するよう割り当てられた税目）の全額が供給されるに至るまで状況は改善した。その一方で、浙江・湖北・河南・四川・福建・広東のように、僅か数万両を供給するだけであったり、或いは未だ供給しない省も存した。これら各省からの撥款が山東に届けられると、先ず全額が墾工の費用に帰され、残った「余款」は墾工に回されることになったのであるが、結局このようにして得られた収入の合計は、「銀百余万両」に止まった。すなわち、上奏文に付けられた清單の中で示された各項目を総計すると、収入は101万1,000両に上る（表①を参照のこと）。この額は当初見込まれた150万両の「僅かに十分之六を得る」<sup>33)</sup>に過ぎず、丁宝楨にとって到底満足できる結果ではなかったのである<sup>34)</sup>が、墾工費の98万7,954両余り（詳細は表②を参照）を賄うのに十分であった。収支を差し引いて残った銀両は、当初取り決められた通り堤工費に回された。

一方、築堤事業に要した費用は、総計81万3,763両4銭にのぼった。この費用を賄うべき収入としては、先述したように、墾工の収支に2万3,045両3銭2厘の残余があり、それに加えて兩淮から10万両の塩釐<sup>りきん</sup>（塩に課税される釐金）が準備された。言うまでもなく、この両項で工費を賄うのは全く不十分であった。それで当面は、築堤費の不足分は山東省の藩運糧道の各庫から融通され、各省に分担された工事費負担が山東に供給されるのを待ち、銀両が届いた時点で隨時返済<sup>35)</sup>するとされたのである。

支出の中身については、先ず津貼について検討しよう。丁宝楨は、南岸の築堤工事を進めるに当たり、各州県に対し民間と協同で施行するよう指示し、民夫の雇用を重んじた。その際、工事に加わった民夫に対して津貼が給付されたのである。丁宝楨の草した六月初十日付の上奏文に依拠して、具体的な数字を上げて整理しておく、以下ようになる。すなわち、山東省内で182里に及ぶ築堤工事に対して毎里2,400両が充てられ、総額47万3,928両に上る津貼が支給された。直隸省東明県の工事に対しては、毎里1,600両の津貼が充てられ、その額は7万8,356両に及んだ。直隸総督李鴻章と協約した通り、その全額は山東省が負担した<sup>36)</sup>。東明県李連庄より上流については、1万両が充てられた。（なお表③を併せ参照。）また、北岸の金堤に補修工事を施行するに当た

表①：賈荘での堵築工事費の収入

供給元	銀 両	備 考
山 東	20万両	(1)
江 西	3万6,000両	(2)
	16万両	
兩 淮	16万両	
江 蘇	6万1,000両	(3)
	10万両	
河 南	2万4,000両	
浙 江	6万両	
安 徽	6万両	
湖 南	10万両	
湖 北	3万両	
四 川	2万両	
合 計	101万1,000両	

表②：賈荘での堵築工事費の支出

用 途		銀 両
資材調達費	コーリヤンのから	32万7,564両
	縄用の麻	23万4,717両7銭5分
	にれやなき 榆・楊の木のくい	2万0,636両7銭
	運送費	1万1,792両4銭
用土購入費	南北壩基向け	5,331両5銭5分4厘
	正壩向け	7万8,130両6銭5分6厘
	辺壩向け	6万4,489両8銭2分4厘
	夾土壩向け	11万1,437両2銭8厘
	正壩の後戩向け	8万1,980両8銭5分6厘
労役工への給金		3万4,680両
兵士に支給する糧食		1,920両
縄 纜 費		1万5,273両7銭5分
合 計		98万7,954両6銭9分8厘

〔典拠〕『丁文誠公奏稿』巻11, 43頁。

〔典拠〕『丁文誠公奏稿』巻11, 43～44頁。

〔備考〕(1)藩庫より。(2)漕運総督衙門より。

(3)漕運総督衙門より。

表③：南岸における築堤工事の概要

場 所	長さ	堤 身			津 貼
		底 寛	頂 寛	高 さ	
山東省荷沢県	194里余	10丈	3丈	1丈4尺	2,400両／里
直隸省東明県	43里余	8丈	2丈	1丈2尺※	1,600両／里
東明県李連庄より上流	18里余	—			1万両
合 計	250余里	—			50余万両

〔典拠〕丁宝楨『壩工堤工裁明用数摺』『丁文誠公奏稿』巻11, 36～38頁。

※光緒二年の工事で底寛10丈、頂寛3丈、1丈4尺に増築された。李鴻章『派軍修築黄河新堤摺』『李文忠公奏稿』巻27, 23～24頁。

表④：築堤工事費の中身

場 所	省 別	工事の内容	費 用	備 考
南 岸	山東省	長堤の築造	47万3,928両	津 貼
		水内での小堰・月堤の築造	9万2,650両	
		堤基の整備	3万1,452両6銭4分	
		護灘小堰の接築	3万6,288両	
		引河の保守	7万8,468両7銭6分	
	直隸省	長堤の築造	7万8,356両	津 貼
北 岸	直隸省	金堤の補修	2万2,620両	津 貼
			81万3,763両4銭	

〔典拠〕丁宝楨『堤工用款請簡員查勘摺』『丁文誠公奏稿』巻11, 45～47頁。

っても、丁宝楨は、濮州・范県・壽張・陽穀の各州県に対し民夫を派撥するよう指示したが、この工事に当たった民夫にも津貼が支給された。その額は2万2,620両に上った。

山東省内の築堤工事については、先述したような、全長182里に及ぶ長堤建設に要した47万3,928両だけでなく、「水内での小堰・月堤の築造」<sup>37)</sup>、「堤基の整備」<sup>38)</sup>、「護灘小堰の接築」<sup>39)</sup>、「引河の保守」<sup>40)</sup>といった工事が施行され、それぞれ9万2,650両、3万1,452両6銭4分、3万6,288両、7万8,468両7銭6分を費やした（表④を併せ参照のこと）。

以上のように、丁宝楨は、菏泽での賈工を終え、南岸の長堤を修築し、北岸の金堤を補修したので、清廷に対し大員を特別に派遣し、現場を周歴して査察するよう請願した。これに対し、七月十三日の諭旨は、その必要はないと応じている。<sup>41)</sup>

#### （四）残された課題

山東巡撫丁宝楨が主導した事業には、なお幾つかの課題が残されている。先述したように、黄河北岸における長堤建設事業のうち、北岸の開州での築堤が先送りされていた。光緒元年正月の着工直後に丁宝楨が草した上奏文の中でも、直隸の財政難と民力の落ち込みを理由に事業は見送られ、水勢が安定するのを待って再度協議するとされていた。この時点で丁宝楨は、もし北堤が増修できれば、「金堤の為に一つの屏藩を添える」ことが可能であり、開州、濮州、范県、壽張の各州県の民地の多くを保全できるとして、北堤の建設によりもたらされる利益について指摘していた。しかし同時に、各省からの協款が未だ手に入らない状況では、山東省の財源からの持ち出しが過多になり、資金の供給難を招来する恐れがあるとし、敢えて論議を定めなかったとも表白している。<sup>42)</sup>その後、四月中旬に至り、南岸で月末にも築堤の竣工する見通しが得られると、丁宝楨は、先送りとされていた北岸での長堤建設について、この年の秋の洪水後に状況をみて、もう一度検討すると陳べるようになった。このように丁宝楨は、黄河北岸での新堤築造に取り組むことに意欲を示していたのである。<sup>43)</sup>

ところで、同じ上奏文の中で、丁宝楨は「もう一つお願いしたいことがある（臣更有請者）」として大体以下のような議論を展開している。すなわち、この大規模な工事は、もともと東南の被災区域と運河道の大局を保護するために計画されたもので、賈荘の決口を<sup>よこ</sup>堵げば、長堤を築かねばならず、長堤を築いたからには、防守に役立てないわけにはいかない。新築された大堤に金堤を加えた両岸の長堤は、合わせて400余里の長さがあるにもかかわらず、それを管理する「專管之官」が置かれていない。自分（丁宝楨）が実行できるのは、留防各營勇を巡防のために分布することや、各州県に指示して付近の民夫を督率し官民が協力して搶護に当たらせる程度である。しかし、これは「場当たりの計画（一時權宜之計）」に過ぎない。防汛には料物（資材）が必要であるが、各省に工事費用を割り当てても、現在に至るも未だその半分も供給されず、司道各庫より工面して補填した。今後必要な防汛経費は、なお担当官に指示して調達させて、誤りを免れるように期し、各省からの協款が届けば、帰還（返済）する。<sup>44)</sup>以上のような所論である。

ここで丁宝楨が縷々陳べている問題は、黄河北岸に築堤事業が遂行されたにもかかわらず、堤防を専門に管理する機関が設けられていないという制度上の不備である。この問題を解決するために、丁宝楨は「斥汎」<sup>45)</sup>の設立を提議する。翌光緒二年正月末に草した上奏文の中でも、丁宝楨は、黄河北岸の金堤は全長160～170里に及ぶが、二百年余りの間、一度も補修されたことがな

く、堤身が久しく損なわれており、卑薄な所がとりわけ多いと指摘し、南岸に新築した全長200余里の大堤についても、「新工」のため土性の一切はまだなお十分には堅く定まっではないだけでなく、「汧汎」による管轄が一つも存在しないために、防護は地方委員及び弁勇に頼るしかない現状を嘆いている。<sup>46)</sup>

## 第二節 李元華による築堤事業の完遂

### （一）李元華の署山東巡撫就任

光緒二年（1876）九月十一日の上諭は、雲南巡撫の文格を山東巡撫に任命するとともに、丁宝楨に対し四川総督への転任を命じた。<sup>47)</sup>この上諭を受けて、丁宝楨は陛見を奏請し、允准された。このとき丁宝楨は、清廷の示した人事に異議を唱えるというよりは、黄河問題に対処する必要性と、その鍵となる後任巡撫の人選について具申することを意図していたと推測される。十月初七日に丁宝楨の来京と陛見が実現すると、果たして文格の巡撫就任は暫く猶予され、山東布政使の李元華がその職務を署理（代行）するとの上諭が下った。<sup>48)</sup>丁宝楨は、この上諭を「拝誦した後、言い表せないほどの喜びを感じた」と表白している。丁の希望が実現されたと見てよい。<sup>49)</sup>

新たに署山東巡撫に就任することになった李元華は、字は采臣といい、安徽省六安の出身である。山東地方政治との関わりは、同治八年（1869）六月に山東按察使となった時に始まり、十二年（1873）正月に山東布政使に就任していた。ちょうど丁宝楨の転出が決まった直後、河工に尽力した功績が評価されて報奨を受けている。<sup>50)</sup>既に山東黄河行政に一定の経験と実績を有していたことが分かる。

山東に赴任する以前の李元華は、咸豊期以来、本籍地の安徽省六安州で、叛乱軍から郷里を守るべく、率先して団練（義勇軍）を組織し、また当時の安徽巡撫福濟が主導する廬州府城の奪還に協力するなど、著しい軍功があった。同治五年（1866）には、同じ安徽省出身の李鴻章が創設した淮軍に幕僚として招かれている。<sup>51)</sup>このように李元華と李鴻章の二人は、共に叛乱軍と戦うことを通じて密接な人間関係を形成していたのである。<sup>52)</sup>私は前稿で、丁宝楨が山東黄河行政を処理するに当たり、直隸総督李鴻章との連携に努めて留意していたことを論じたが、李鴻章との人間関係は黄河問題を処理してゆく上で重要な意味を持っていた。そして李元華は、こうした条件を十分に備えた人材と見なされたのである。<sup>53)</sup>

こうして、文格の山東巡撫着任は暫く猶予された。四川に転任が決まった丁宝楨は、親ら適任者であると見込んだ李元華に巡撫職を代行させることで、山東での黄河事業の継承・完遂を委ねることに成功した。李元華は、文格が着任するまでの限られた期間内に、丁宝楨によって先鞭を付けられた黄河関連事業を継続し完遂する任務を負わされたのである。なお、李元華の巡撫代行就任に伴い空席となった山東布政使の地位には、按察使の陳士杰が就き、按察使には兗沂曹濟道の潘駿文が、そして兗沂曹濟道には候補道王作孚がそれぞれ就任することになった。<sup>54)</sup>

### （二）黄河政策の策定

署山東巡撫に着任した李元華は、十一月二十日付の上奏文で、山東黄河は、全て兩岸の堤防を

御みにし、<sup>へいへい</sup>屏蔽（おおい）としているが、賈莊で決口の堵築工事を行い、北面に金堤を補修し、南岸に長堤を新築して以来、数百里にわたって綿々と続く堤防は、至る所で大きな急流に逼近し、河流が奔騰して流れ込む事態になっており、河全体のエネルギーを堤防で受け止めることになると陳べている。また南岸の長堤が新築であるために、土質がもろく、まだ堅く定まらないことも指摘して、洪水期になると河流の激しさに対応できないことに懸念を抱いている。李元華に拠ると、河防工事に当たるに際しては、資材が十分に準備され、経費も潤沢であり、官民が共同で対処することができたとしても、これらは「目先の欠陥を補うだけのはかりごと（目前補苴之謀）」に過ぎず、「長期にわたり通用する計画（久遠之計）」ではないのである。このように、署山東巡撫に着任当初の李元華は、従来よりも踏み込んだ施策が必要であると認識していた。それで、親ら黄河沿岸を視察して現状を把握することを企てた。またこの時、李元華は、運河の浚渫工事や黄河関連の工事に充てる準備資金として、糧道庫の存款から10万両が省城（済南）にある軍需総局に供給して、<sup>55)</sup> 随時支出できるようにした。<sup>56)</sup>

任期中、李元華は非常に精力的に黄河と運河の視察を行っている。その最初の視察に向けて省城を出発したのは、十一月二十日であった。その行程は、先ず東昌を経て張秋鎮に赴き、その一帯で運河の状況を察看した後、寿張、范県、濮州を経由して直隸省開州との境で黄河を渡り、そこから直に賈莊に到るというものであった。十二月初三日に十日余りの視察を終えた李元華は、南北兩岸の堤防工事が均しく整っていることや、<sup>りょうじん</sup>凌汛（冬の洪水）の急流の勢いもさほど大きくはなく、工事は均しく安定的に行われていると見なし、山東黄河の状況は比較的良好であると認識していたように思われる。しかしその一方で、北岸の金堤について、次のような問題に着目している。

北面の金堤は、河流から遠く離れており、その間の村莊にある民地は、犬の齒のように境界が互いに交錯している。水勢が盛んに漲ると、<sup>みなぎ</sup>狂った流れを<sup>さえぎ</sup>遮るものが無いので、夏秋には田廬が漫溢に遭い、ほとんど沢国のような状態になり、小民は避難する。実情は実に憐れむべきものである。<sup>57)</sup>

ここで李元華が俎上に載せているのは、黄河北岸に現存する金堤と黄河の流れる河道との間に拡がる広大な区域である。この区域には民地が錯綜して拡がっているが、洪水に見舞われると防御する手立てが無く、田廬が水に浸かって「沢国」と形容されるような惨状をもたらし、小民は避難せざるをえない、という。李元華はこうした災害に備えるため、直隸の開州から東阿（山東省）の境界までの区間に「<sup>みんえん</sup>民堰」を建設することを提議している。その大きさは、高さ1丈、頂寛1丈6尺、底寛6丈とされ、その築造により民村を保護するだけでなく、金堤を守ることも可能であると考えた。<sup>59)</sup>

さらに李元華は、<sup>60)</sup> 翌光緒三年二月初三日から二度目の黄河視察を行い、そのとき得られた知見を基に独自の政策を立案した。<sup>61)</sup> 以下では、黄河南北兩岸の築堤事業に関する提議を中心に、その内容を押さえてみようと思う。<sup>62)</sup>

先ず、黄河南岸の長堤について。李元華は、黄河の南堤は、既に賈莊から東平県までの全長200余里（1里は576m）が築成され、これまで工事が達成された成果を確認しており、しかも

「均しく完固であり、保衛に資すに足る」と評価することから説き始めている。ここで、李元華が問題とするのは、直隸省東明県の謝寨から長垣を経て、河南省考城県の十三里舖に至るまでの約70余里に堤防が無く、下流の曹州と一つに繋がっていないことであった。李元華は、この事業を「最も重要な工事（最要之工）」と位置づけ、「一刻も猶予できない（刻不可緩者）」と認識し、この区域の南堤工事を直隸・河南まで延長する工事を実施すべきことを提議する。こうした提議の背景には、かつて山東省で生じた政策上の過失があった。すなわち、侯家林で合龍して以後、経費が多額なのを恐れ、気を配るだけの暇が無く、それで南堤の不備をもたらした賈莊の決口に至った原因となったことを鑑みて、再び賈莊で破堤が発生しないようにするためにその必要を説かれたのである。<sup>63)</sup> 所用費用は、曹州府知府馬映奎による見積もりに拠ると、高さ1丈、頂寛1丈6尺、底寛6丈の長堤を築造するとして、約5万余両に上る。この数字は、経費節減のために営勇を調し、民夫との比率を六対四に抑えることで達成されたと考えられた。

なお、実際の工事を行う際に注意すべきは、長堤の延長工事が隣接する直隸及び河南の省域にまで及ぶことである。李元華にとって管轄外の地で南堤延長工事を施行するには、両省との意思疎通が必要になったのである。この点について李元華は、既に直隸総督李鴻章と河南巡撫李慶翱に書簡を通じて打ち合わせを行い、協力を取り付けたと陳べている。

次に、北岸における堤防の新築について。李元華の調査に拠ると、南堤と北面の金堤との間には60～70里に及ぶ隔たりが存在し、金堤に修築を加えたとしても、京師を蔽い守ることは可能であるが、濮州や范県の村民や農地は保衛することができないという。先述したように、李元華は前年十一月に視察した際、同様の問題について言及して、「民堰」の築造を建議していた。この度の視察では、李元華が親ら河岸に赴くと、濮州と范県の紳民が次々と具申した。彼らは、「既に南堤は築かれているのに、北堤は未だ修築されておられません。同じ朝廷の赤子であるのに、取り残されております」と言い、衷心から北堤の承修を願った。また、自分達の力量では支えきれない側面があるので、津貼（手当）を酌加するように懇請しただけでなく、堤防完成後は弁勇を派遣して一律に修防に当たるよう要請した。<sup>64)</sup> 李元華は、こうした紳民の請願を受け容れ、三年計画による工程表を立案している。<sup>65)</sup>

以上のように、李元華は、黄河北岸で築堤事業の推進することを骨子とする具体策を建議した。<sup>66)</sup> 所要費用については、黄運両河で合計約60万両が必要であると見積もりを提示したのであるが、節約したとしても、少なくとも50余万両の資金がなければ不十分であるという。このうち運河対策費に25万両を充てるよう想定されているから、これを差し引きすると黄河北岸の築堤費には、大体25～30万両程度が割かれる計算になろう。ところが、50万両と見積もられる準備資金のうち現時点で李元華が調達できると見込まれたのは、僅か27万両に止まった。その内訳は、糧道庫に留保されていた10万両のうち既に南堤で使用される櫓料購入費として支出された3万両を除いた7万両、糧道庫から新たに10万両、藩庫から5万両、塩運庫から5万両であった。李元華は、更に30万両を捻出する必要があったが、先ず工事を起工してから、足りない分は再度藩運両庫から供給すると陳べている。<sup>67)</sup>

### （三）築堤工事の竣成

光緒三年二月初三日に李元華は、沿河一帯を視察するため省城を出た。その主な目的は、張秋

以北一帯の河身の浚渫工事を行い、江北の漕糧を運ぶ糧船の通航が滞りなく行われるよう現場を監督することであった。このとき李元華は、北岸の状況は、前年の凌汛の際に異常な漫溢が発生したため黄河の水勢が未だ消落していないものの、春融に乗じて一斉に起工できるとの見通しを得ていた。<sup>68)</sup>それから約一箇月を経た三月初旬に、李元華は濮范一帯を視察したのであるが、その頃には工事着工の時宜が整っていた。黄河の水勢は収まり、状況は好転してただけでなく、近河の住民は、「利害の切身を知り、踊躍して公に趨かないものはいない」ほど協力的であった。<sup>69)</sup>こうして同月に築堤工事が着工され、早くも翌月には竣工したのである。

完成した北堤は、濮州小新庄から范県、壽張、陽穀を経て東阿県境までの全長3万丈余（1丈は3.2m）の堤防で、その堤身は高さ1丈、頂寛1丈6尺、底寛6丈であった。築造費に16万2,000両を要した。北堤には、この区間に存する「缺口溜溝」及び、濮州、范県、壽張県内の二支河の填築を行い、工事に1万7,000両を費やした。北岸の堤防（長さ170余里）は、土方（1m<sup>2</sup>）を按じて計算するなら経費は銀数十万両で、工事を興すことができる。與情に順い津貼を酌加し、僅か銀十余万両を用いたのみで、他省の河工と比較して著しく節約できたという。

南堤は、李元華に拠ると、直隸省東明県謝寨から河南省考城県の圍堤に至るまでの全長70余里に及び、堤身は高さ1丈、頂寛1丈6尺、底寛6丈を擁し、築造費は5万1,000両を要した。沮河下流の東平・東阿の接壤する処に720余丈の新堤を添築し、築造費3,000両を要した。<sup>70)</sup>南堤は勇丁に工事を従事させたことから津貼に5万1,000両を要し、それ以外にも北岸支河の欠口を填築するのに1万数千両を用い、東平等処の新堤を増築するために3,000両を用いた。<sup>71)</sup>

こうして、署山東巡撫の李元華により、黄河の南堤が接築され、東明から長垣を経て考城の圍堤にいたる70余里に及んだ。北堤は、濮州・范県より下流の東阿に至るまでの170余里が築造された。咸豊五年（1855）六月に河南省蘭陽県の銅瓦廂に決したのち北流に河道を改めた黄河は、蘭儀より東阿に至るまで黄河南北兩岸の全域に官堤を有するようになった。<sup>72)</sup>

### 第三節 長堤の防守をめぐる地方間対立

#### （一）直隸省大名府と山東省曹州府の各当局者の立場

大業を終えた李元華は、光緒三年四月初三日に李鴻章からの咨文を受け取った。その内容は、新設された南堤のうち直隸省内に属する区間を、直隸が段を分かち防守する必要があるのかどうかについて李元華の判断を仰ぐものであった。また同じ咨文の中で、李鴻章は、土地の広さに応じて山東省が津貼を負担すべきとの見解を示している。<sup>73)</sup>

黄河南岸の直隸省東明県から長垣県を経て河南省考城県に新築された長堤は、全長70余里に及んだ。これらの区域をどのように防守するのかをめぐっては、築堤工事の竣成後、新たに発生した問題であった。現場との関わりが深い直隸省大名府と山東省曹州府は、この問題についてそれぞれ独自の考えを有していた。

直隸省大名府の当局は、もともと大名府の擁する練軍は多くないのに、東明県の長堤に既に6哨の練軍を派遣し、防汛に当たらせているので、新堤に派遣できる営は無いと主張する。大名府には、新築された南堤は、山東省曹州の利害に関わる事業であるとの見方が根強く存し、府を管

轄する大順広道の<sup>74)</sup>黄槐森<sup>75)</sup>は、李鴻章に対し、「この新しい堤防は、直隸省内にあるが、当地の紳民は、本省には大して役に立たないので、防汛を担う責任は負いかねる<sup>76)</sup>」と上申して、練軍の派遣に難色を示した。このように、大名府が南堤に関与することには、強い抵抗があった。

興味深いことに、山東側の立場を代弁するはずの曹州府知府の馬映奎も、「防守の責任は山東省にあり、敢えて隣邦の助けを請わずに、山東省の經理に帰して責任を負い、誤りを後に残さないようにすべきである」と表白し、洪水が発生した際、付近の直隸紳民に協力を求める事態が生じるかも知れないが、被災地の事情は苦しいので、実際には<sup>77)</sup>恃みにし難い、と李元華に上申した。曹州府知府は、敢えて隣省の直隸に助けを求めずに、山東省側が負担すべきであると明言していたのである。

## （二）山東巡撫李元華の立場

同じ問題に対して山東巡撫李元華は、翌月の五月下旬に草した奏文の中で所見を述べている。その際、先ず冒頭で、「議論する者は、堤防は均しく直隸・河南が管轄すべきであり、工事は宜しく労を分かすべきであると考えている<sup>78)</sup>」と陳べている。この一文を敷衍するならば、直隸省内にある堤防は直隸が管轄し、河南省内にある堤防は河南が管轄する、労働力も同様に各省毎に負担すべきであるとなろう。ところが、「議論する者」は<sup>79)</sup>斯く斯く云々と「考えている」というように、ここで李元華は、山東省の立場を李自身の主張として強く打ち出してはいない。李元華は続いて、当時山東省が「珍域を分けず、嫌疑を避けず、一律に〔工事を〕修めることを認めた」理由は、築堤工事は直隸・河南二省の河沿いに住む住民の利害に関するものであり、もしも<sup>80)</sup>疎かにすれば、山東の曹州・濟寧の人々が最も重大な被害を受けること、それだけでなく、長堤のこの区域を「隙間の地<sup>81)</sup>」としたまま放置し、防守する仕組みを設けないなら、「上」の全域で「百密一疏の後患」となり、「下」は「山東・江南地方の隱憂」となるからであると論じている。こうした李元華の所論は、山東省が直隸省内で施行した築堤工事に対して積極姿勢で関与したと見なされることを或いは避けているかのような論調である。山東省が緑營を派遣した理由についても、七十里の長堤を全面的に夫（民夫）を雇って修築した場合、所要費用が巨額になるので、それを避けるために緑營を派遣して「防河の軍」とし、「防河の事」を処理させた、とし、その結果経費を若干節減することができた、と陳べて、経費節減の観点から派兵したまでのことと弁明する始末であった<sup>82)</sup>。

新堤の竣成を成し遂げた李元華は、新堤の防守を専門に司る機関（「専司」）の設置を提議し、いま将に夏の洪水期を迎え、日に水勢が漲りを見せる現時だけでなく、洪水期以後も常駐して防守する必要があるので、こうした任務を担う責任者を置かねばならないと説く。では、新堤の防守に山東省がどのように関与するのか？ 李元華は、山東省の各營は<sup>83)</sup>勇丁数が少なく、省内の全長400余里に及ぶ南北兩岸区域に勇丁を分布させるだけの数が足りない状態であるから、山東から派営して直隸・河南省内の堤防の防汛に当たるのは困難であると主張するに止まった。そして結局、李元華は「自分は日夜考えましたが、良策は思い付きません<sup>84)</sup>」と表白して、困難を打開するための解決策を打ち出すことを放棄してしまった。何省が軍隊を派遣して防守し、一年を通じて修守すべきかという問題は、<sup>85)</sup>地方官が民夫とともに設防することを含めて、工部の部内での審議に委ねられることになった。

問題の検討を指示された工部は、山東省の勇丁が多くはなく、省内の河防工事ですら労働力が不足し、他省の任務を兼顧するのは難しいとする、李元華の主張を受け容れた。ただ、民夫を動員する点については、水害が頻発する濱河一帯では民力が窮乏を極めており、民夫に河工を修防させることは、流弊を窮まりなくさせるとして、却けられた。そして、斥汎が未だ設置されていない現状では、堤防の防守は各地方の責成とすべきであるとの判断を示しながらも、東明・長垣（直隸省）と考城（河南省）の三県に跨る新堤に対しどのような防守策を施行すべきかについては、直隸総督及び河南巡撫に状況を調査して対策を講じたうえ、奏明すべきとの答申を行った<sup>84)</sup>。こうして直隸総督と河南巡撫に問題の検討が委ねられた。

### （三）直隸総督李鴻章の立場

工部の判断を受けた李鴻章は、その咨文<sup>85)</sup>を現場を所管する署大名鎮総兵張桂芳と大順広道黃槐森の二人に送り、検討するよう命じた<sup>86)</sup>。張と黄の二人は、李の指示に従い、直隸省内の南堤に関する現状と今後取られるべき施策について具申した。李鴻章は現場からの上申に自らの所見を付け加え、李元華に咨文を通じて伝えた<sup>87)</sup>。

以下では、恐らく道員の黄槐森が中心となって取り纏められたと思われる李鴻章への答申の内容を読み解いてゆきたい。

山東省が接築した南堤は、その高さは8尺、底寛は5丈、頂寛は1丈を有する。東明県の謝寨にある堤頭を起点として、考城県の月堤と隣接する長垣県の婁寨に至るまで、全長は「四十里零六分」に止まり、考城の地面は含まれていない。大体3～4里が開州と東明にあり、残りは全て長垣に属している。黄槐森が答申の冒頭で最初に示したのは、件の南堤に関する基本的な情報である。ところで、黄槐森がこれに続いて、南堤は「堤身は河道との距たりが、或いは20里であったり、或いは10余里、数里と一様でない（堤身距河、或二十里、或十余里数里不等）」としながらも、「防汎は喫緊ではない（防汎尚非喫緊）」と表白し、黄河の河道から南堤に至るまでの距離が十分に確保されていることから、南堤の洪水対策は緊急を要しないという認識を示した。

また、謝寨から南へ二分莊に至る20里と、閻潭村から南に小黄集に至る3里ばかりの区域では、「みな沙土が鬆く<sup>88)</sup>浮いており、雨が刷り風が吹くと、崩れてしまう（皆沙土鬆浮、雨刷風吹、立形塌陷）」というように、南堤の築造に使用された用土が未だ堅固な状態ではないと指摘する。「山東省で築いては壊れているのは、その明かな証拠（東省旋築旋壊、此其明徴）」なのである。そのうえ、長垣県による調査では、「山東省の兵勇による工事が今なお完了していない（東勇賠修工程、今尚未竣）」し、「たこつきで堤防を打ち固めても、長期間頼みにすることは難しい（雖加夯礮、究難長恃）」とする。黄槐森は、山東省が主導した長堤の築造事業に対して批判的な眼を向けているように思われる。

このような直隸省内に築造された南堤をめぐる現状に基づいて、黄槐森は、「洪水期に向けた防禦策は先送りするべきである（防汎尚属緩図）」し、「堤防の修築は殊に容易な事業ではない（修堤殊非易事）」と総括している。

黄槐森は、絶えず遷徙し奔流する黄河を制御するのに、寛さが5丈で高さが8丈しかない土砂製の長堤では力不足であると考えていた。このように、新築の長堤が特みにならないうえ、山東巡撫李元華が、「山東の曹州・濟寧の民は、もし疏堤があれば、被害は最も甚だしい（山東曹濟之

民、設有疏虞、被害最甚）」と言い、曹州府知府馬映奎が、南堤は「直隸の人民にとって、さほど利益が無い（於直民無甚大益）」と陳べている。黄槐森の脳裏に浮かんだのは、災害が発生した際の責任問題であった。黄槐森は、「ここでもし我が民に無益の挙を以て、代わりに修防するよう命じるなら、もし疏虞があり、曹州・濟寧に被害があれば、一帯誰の責任に帰すのか？（茲若以我民無益之挙、責令代為修防。倘有疏虞、貽害曹濟、咎將誰歸）」と表白している。つまり、直隸省大名府が南堤の修防に関与することは、直隸の人民にとって「無益の挙」を代行することに外ならず、しかももし仮に災害が発生し、曹州・濟寧に被害が及んだ場合、その責任が我が身に降り掛かるのは御免被りたいというのである。

このように、直隸総督李鴻章の諮問に対する黄槐森のここまでの答申は、直隸の南堤関与とそれにより発生する責任を極力回避しようとする意図が明白である。ただ、労働力については、直隸所属の軍隊を部分的に派遣する方向で議論を展開している。その理由は、「或いは直隸の60里の大堤は、開州・東明・長垣の為に保障し、関係は軽くないことを知る（抑知直隸大堤六十里、為開東長保障、関繫匪輕）」というように、南堤が直隸省内の一州二県の地を守るのに寄与していることを認めないわけにはいかないからである。

とは言え、黄槐森は、地方官が民夫を督率することには反対する。工部が示したように、民力は窮乏しており、修防を命じることによって、「科派が擾累し、流弊が極限に達する（科派擾累、流弊無究）」ことが危惧されたからである。黄は、李鴻章から、「災害の発生した区域では民力は苦境にあり、恃みにし難い（災区民力維艱、実難專恃之意）」とする所見を受けている。民生に関わる工作は、救済を具体化するものでなければならず、人民に裨益することの無い施策は除外されるべきなのである。従って、南堤を防守する責任は、民に負わせることはできないのであり、兵が負うべきものであると考える。

ここで「兵」とは練軍を指しているのであるが、署大名鎮総兵の張桂芳は、練軍が河防を担うことについて次のように陳べている。

職鎮（張桂芳）の率いる大名と開州の練軍は、もともと〔兵の数が〕さほど多くはございません。東明の大堤には、すでに6哨を動かしております。その軍隊は三つの郡の各処にある要害の地に分かれて駐屯しております、巡防訓練し〔ことに当たらねばなりませんので〕、一刻の猶予も許されません。60里の堤防があり、濮州と開州で北堰を新築し、水勢を束ねましたので、任務はいっそう重くなります。もし再び40里の堤防の修防を加えるなら、この兵力で双方を兼ねて行うのは、恐らく難しいと存じます<sup>88)</sup>。

このように、張桂芳は、大名鎮総兵が統率する大名及び開州の練軍は、もともと兵力が多くは無いにもかかわらず、東明県の大堤に6哨を派遣し、3郡の各要害の地に分駐し、巡防や訓練に従事していて、片時も猶予がない、とした上で、既存の堤防が60里あり、そのうえ濮州と開州に北堰を新築したことで、水勢はきつく束ねられて、任務は一層重大になっているので、もし40里の堤防を修防する任務が加わるなら、おそらく兵力は兼ねて顧みるのは難しいと表白している。張桂芳は、任務の負担が練軍の有する能力を超えることを危惧しているのである。

練軍の動員だけでなく、財源の問題もあった。黄槐森に拠ると、要となる工事現場を修防する

のは、民夫を雇うのか、兵力を用いるかに関わりなく、資金の調達が先決問題であった。そして、毎年の修防に当たっては、楛料の備蓄、汎房の修造、器具の製造に多額の経費を必要とするだけでなく、傾き崩れた堤防の補修工事費も必要なのである。ところが、直隸省は、もともと「欠額の区」であり、布政使の司庫は窮乏しているため、「東明の堤防工事を修守する経費は、努めて節減しても、不足する虞<sup>おそれ</sup>があります（修守東明堤工経費、力加撙節、尚虞不足）」として、経費負担に耐えられないのである。それで、こうした財政上の理由から、黄槐森は、この新堤の防汛は「山東省に帰する」ことを要請したのである。

ほかにも、新築された南堤は山東省曹州府が担当するのが好都合である要因として挙げられたのは、「況んや曹州から新堤の工事現場に赴くまでの距離は、僅かに40余里である。大名からは300余里離れており、開州からも100余里離れている（況由曹州赴新堤工次、僅四十余里。大名則相去三百余里、開州亦百有余里）」というように、大名や開州よりも、曹州の方が現場に近いという点である。地理的な遠近だけではなく、河道の北側に位置する大名と開州は、南堤に到達するには黄河を渡らねばならず、その「行程の劳逸」と災害が発生した際の「呼応の遠近」は、殊に大きな隔りがあると指摘している。それ故に、馬映奎が堤防を防守する責任は山東省に属し、敢えて隣邦の助けを借りないと謂うのは、自分の責任を痛切に感じたが故に任務を辞することはできないというわけではなく、「近くの方が管理を代行することは、非常に都合がよいというだけの話である（就近之管攝為甚便耳）」とする見方を示した。

ところで、「勇丁が分布するに敷かざるを以て断る理由とするのは、實在の情形である（以勇丁不敷分布為辭、果屬實在情形）」が、「黄河の堤防の修守は、極めて緊要であり、互いに押し付け合う訳にもいかない（而河堤修守、極閔緊要、亦未敢互相推諉）」のである。政策は一視同仁に誠意を尽くして立案しなければならず、こうした観点から、全面的に山東省に依存することは憚られ、「新堤は均しく直隸省に属しており、段を分け修守することは、議論の余地がないほど明白である（查新堤均属直境、分段修守、可無容置議）」として、直隸省も部分的に関わることを表明している。

それで提示したのは、「直隸省は労力を出す任に当たり、資金の調達は山東省が担う（直省任出力之勞、而籌款則歸之東省）」との原則である。具体的には、毎年山東・直隸の両省からそれぞれ賢員を派遣し、常駐させて、堤工を検査する一方、もし堤防が傾き崩れ落ちることが有れば、工料及び修防器具、並びに委員の薪水、民夫の添雇、勇丁への賞与等に必要な費用を両省が共同で見積もりを行ったうえで、その全額を山東省が工面するという提案である。ここには、財政的な負担を山東側に転嫁しようとする直隸側の意図が明白に表白されている。彼らは、続いて、「直隸省には調達できる資金が無い（直省款無可籌）」という財政事情を持ち出し、堤防が新築された「この区切りは山東省にとって切実な要である（此段又為東省切己之要）」ので、山東省が負担すべきであり、直隸が山東と負担を分かち合う必要はないと主張する。もはや定型化したお決まりの口上であるが、ただ、「もし〔上述したような〕直隸側の提案を施行することができるなら（如能照議施行）」という条件付きで、大名・開州から1哨か2哨を派遣して、洪水を防ぐための兵力としたり、もし重大な工事を行う場合は、随時移動すると提案している。この点については、職鎮道が大名府の裕守と再度協議を重ねたところ意見が一致したという。

以上が、直隸総督李鴻章の諮問に対する大名府からの答申である。直隸省による労働力の一部

分担をみとめる一方で、所要経費は直隸側が負担せずに山東省が負担することを提言している。李鴻章は、光緒三年七月二十五日にこの提言を基に直隸省の立場を咨文として纏め、李元華に送り、対応を求めたのである。

あたかも、巡撫着任を猶与されていた文格が、六月二十四日及び七月二十日の二度に亘り召見されており、<sup>89)</sup>李元華の任期は終わろうとしていた。その後間もなく、九月十三日には、李元華から文格に印信の引継ぎが行われた。李元華だけでなく、陳士杰と潘駿文も、それぞれ本来の職位に<sup>90)</sup>帰任することになった。問題は、李元華から文格に解決が委ねられたのである。

## 小 結

以上のように、本稿では、同治末年から光緒初めに、山東巡撫丁宝楨が菏泽県賈荘で堵口工事を完遂させると同時に、黄河南北両岸に長堤を築造する事業を施行し、その事業は隣省の直隸の領域をも含む大規模なものであったこと、丁宝楨が四川総督に転出後、山東布政使の李元華が暫く巡撫職を代行し、前巡撫丁宝楨の事業を継承・発展させて、黄河南北両岸での築堤事業を完成させたこと、長堤の竣成後に、山東と直隸の両省の間で河防体制をめぐる対立が発生したことを論じた。

## 註

- 1) 拙稿「丁宝楨と黄河治水——同治末直隸省東明県に於ける堵口築堤工事をめぐる政策決定過程——」『立命館経済学』第61巻、第2号、2012年7月。
- 2) 土や石を主な材料として築き、水溜を防ぎとめる木工建築物を「壩」という。「壩基」とは、その土台の部分で、土砂や粘土を用い、幾層に分けて造り上げる。『黄河河防詞典』133頁、144頁、参照。
- 3) <sup>コーリヤン</sup>高粱、葦、柳等の雑草や土、石を主体に、<sup>ぐい</sup>椿や縄で連係して造る木工建築物を「占」という。堵口工事に当たって壩を築く際に、椿や縄で雑草を縛り付け、その上に土や石を固めて水中に沈み込ませ、予定の方向に一つ一つ工事を進めてゆくことを「進占」という。占の長さは、一般に15～17mが適当とされる。『黄河河防詞典』231頁、参照。
- 4) 丁宝楨「菏泽堵口兩壩進占摺」（同治十三年十二月十四日）、『丁文誠公奏稿』巻11、22～23頁。『再続行水金鑑』巻102、河水、編年49、2674～75頁。
- 5) 丁宝楨「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」（光緒元年正月二十日）、『丁文誠公奏稿』巻11、28頁。『再続行水金鑑』巻103、河水、編年50、2677～78頁。
- 6) 堤埝が決口した箇所を「口門」という。「龍口門」ともいう。『黄河河防詞典』227頁、参照。
- 7) 丁宝楨「擬在賈荘建壩普築長堤摺」（同治十三年十一月二十日）、『丁文誠公奏稿』巻11、2頁、5頁。
- 8) 両側から工事を進めてゆき、相互に接合を果たすことを「合龍」という。
- 9) 前掲、丁宝楨「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」『丁文誠公奏稿』巻11、28～30頁。『再続行水金鑑』巻103、河水、編年50、2677～79頁。丁宝楨がこの上奏文を草した時点で、南北兩壩を併せて24占の工事が進んでいた。南壩と北壩がそれぞれ11～12占を進め、5日で2占とし、水勢の影響で3日で1占として、大体二月中旬の前後に合龍が見込まれた。期限とされた清明節までなお10日を残しており、遅れることにはならないという。

- 10) 進占が進捗して口門の寛さが最小に縮まり、合龍に達する最後の進占を行う直前の口門を「金門」という。「龍門」或いは「龍口」ともいう。『黄河河防詞典』245頁、参照。
- 11) 丁宝楨「金門収窄催料趕辦摺」（光緒元年二月十九日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 31～32頁。『再続行水金鑑』卷103, 河水, 編年50, 2680～81頁。
- 12) 合龍時に先ず合龍繩（合龍に用いられる繩）の両端を両壩の合龍樁に結び付けることを「挂纜」という。『黄河河防詞典』247頁、参照。
- 13) その後、三月初八日の巳刻（午前10時頃）には辺壩（正壩を援護するためその一辺か両辺に築かれる）の合龍がなされ、初九日の酉刻（午後6時頃）に正壩（堵築工事中の主壩）と辺壩が一斉に閉気された。丁宝楨「荷澤賈莊大工合龍摺」（光緒元年三月初十日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 33～35頁。『再続行水金鑑』卷103, 河水, 編年50, 2681～82頁。なお賈莊の堵築工事を終えた丁宝楨は、三月十六日に工事現場を出発し、鄆城・東平一帯での築堤工事の視察を行っている（『光緒朝東華録』光緒元年四月甲午の条）。
- 14) 口門を堵築する際の最終工程である閉気として、賈工では、主壩と辺壩との間に用土を<sup>つ</sup>めて固める（「土櫃を<sup>と</sup>める」）工事と、辺壩を用いず単壩（単一の壩）のみを用いるに当たって、その裏面に土餞を澆築する（「後餞を澆ぐ」）工事が行われた。『黄河河防詞典』249頁, 232～233頁、参照。
- 15) 堤岸の側面に埽工を行うことを「廂埽」という。埽とは、占（前出）と同様に、高粱、葦、柳等の雑草や土、石を主体に、樁や繩で連係して造る水工建築物である。埽の作用は、水流が河岸を衝刷するのを防御し、堤防が倒壊するのを防止することである。堤岸の防御を用途とする場合に「埽」と称される。一方、堵口に当たり水中で壩を築くのに用いられる場合には、「占」という。『黄河河防詞典』159頁, 161頁, 167頁, 241頁、参照。
- 16) 丁宝楨「壩工堤工截明用数摺」（光緒元年四月十四日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 36～38頁。『光緒朝東華録』光緒元年四月甲申の条、『山東河工案』光緒元年, 15～17頁、『再続行水金鑑』卷103, 河水, 編年50, 2683～2685頁。
- 17) 丁宝楨「大工用費節省請免造冊報銷摺」（光緒元年四月十四日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 39～40頁。『再続行水金鑑』卷103, 河水, 編年50, 2683～85頁。『山東河工案』光緒元年, 33～35頁。
- 18) 『徳宗実録』光緒元年四月甲申の条。『光緒朝東華録』光緒元年四月甲午の条。
- 19) 丁宝楨「大工用款開單具陳摺」（光緒元年六月初十日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 41～44頁。
- 20) 前掲、丁宝楨「擬在賈莊建壩普築長堤摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 3～4頁。
- 21) 前掲、拙稿「丁宝楨と黄河治水」参照。
- 22) 前掲、丁宝楨「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 29～30頁。
- 23) 丁宝楨「堤工用款請簡員查勘摺」（光緒元年六月初十日）『丁文誠公奏稿』卷11, 45頁。『再続行水金鑑』卷103, 河水, 編年50, 2689～90頁。
- 24) 前掲、丁宝楨「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 30頁。
- 25) 前掲、丁宝楨「金門収窄催料趕辦摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 32頁。
- 26) 前掲、丁宝楨「壩工堤工截明用数摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 37頁。
- 27) 前掲、丁宝楨「堤工用款請簡員查勘摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 46頁。
- 28) 李鴻章「派軍修築黄河新堤摺」（光緒二年五月二十四日）『李文忠公奏稿』卷27, 23～24頁。『申報』第10冊, 250頁（光緒三年二月初七日号）。張桂芳の保守活動については、李鴻章「派軍加築東明河堤片」（光緒二年十月初四日）『李文忠公奏稿』卷28, 10～11頁。『申報』第10冊, 250頁（光緒三年二月初七日号）。
- 29) すなわち、東明県に長堤が建設された結果、「（東明）全境で数十年の大患は、始めて減殺を告げた」（『民国東明県新志』卷1, 5頁）だけでなく、築成後、民国六年に至るまでの四十年余り決壊しなかった（同, 卷1, 10頁）として、高く評価されている。
- 30) 本稿において清末財政の機能不全については、岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学研究叢刊六十四, 京都大学学術出版会, 2004年, 参照。

- 31) 前掲、丁宝楨「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」（光緒元年正月二十日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 29頁に、「前蒙天恩飭部准撥銀一百五十萬兩。現僅河南解到銀二萬兩，其餘尚屬寥寥，目前悉就本省騰挪接濟。……」とある。
- 32) 『再統行水金鑑』卷103, 河水，編年50, 2679～80頁。丁宝楨が草した二月二十九日付の奏文では、藩庫から41万8,846両1厘，塩運庫から15万兩，糧道庫から16万兩，臨清関税から3万5,153両9錢9分9厘が調達されたことを報告している。
- 33) 丁宝楨「大工用款開單具陳摺」（光緒元年六月初十日）、『丁文誠公奏稿』卷11, 41～42頁。ただ、堤工の用款は民夫に津貼を給付するのに遅延が生じないようにするため、山東省の各庫より資金を工面して墊発（立て替え）し、各省から資金が供給されるのを待ち、隨時返済された。
- 34) なお十一月に丁宝楨は、緊急を要した賈莊での河工に対し、畛域を分けることなく山東省への指撥に応じた諸省の布政使7名及び兩淮塩運使に奨叙を量り与えるようお願い出て、裁可されている。その名を列举すると、江寧布政使梅啓照，前署江蘇布政使応宝時，江蘇布政使恩錫，前署安徽布政使孫衣言，江西布政使李文敏，前湖北布政使林之望，湖南布政使涂宗瀛，兩淮塩運使方濬頤であった。『上諭檔』第一冊，364頁，史料番号1014。『光緒朝東華録』光緒元年十一月辛酉の条。
- 35) 前掲、丁宝楨「堤工用款請簡員查勘摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 47頁，に、「查壩工余存銀二万三千四十五兩三錢二釐，又兩淮解到上年原撥工需鹽釐銀十萬兩。収數僅此兩款。其余皆由東省藩運糧道各庫通融籌墊，俟各省奉撥未解工需統行解到，隨時分別歸款。」とある。
- 36) 前掲、丁宝楨「壩工堤工截明用數摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 36～38頁，等。
- 37) 原文では、「水内施工堤身」と記される工事。黄河に逼近する定陶・城武の工事区間では、同治十三年十一月下旬に凌水に見舞われ、10余里が水に浸かった。このとき民夫では手を着けられず、再び長把、鋤夫を募集し、標兵、營勇を調撥して、遠方より土を運び、水内で施工した。先ず、寛さ4丈、高さ6尺の小堰を築き、壩口が窄まることで水位の上昇した水を制御した後、水に近く極險の箇所に月堰を添築することで外側から大堤を保護する工事を行った。
- 38) 堤防の基址とする場所が水に浸かり、溜溝や深坑が数十箇所に発生したので、先ず填して地面と平衡するようにして、再び築堤工事が再開できるようにする工事。原文では、「填墊溜溝坑塘」とある。
- 39) 壩を建設した場所に小堰を築き、灘を護り、水位が上昇しても土を取ることができるようになる工事。上下流で5,000余丈が連結するように築かれた。
- 40) 口門の北には、（決口から流れ出た水流とは別に）分溜による引河があり、当初は狭窄で水勢が芳しくなかったが、多くの引溝を挑し、隨時浚渫することで、淤積によって引河の流れが阻まれるのを免れるようにする工事。
- 41) 『光緒朝東華録』光緒元年七月丁未の条。
- 42) 前掲「河工現辦情形趕築南岸大堤摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 30頁，に、「臣以北堤如能増修，亦可為金堤添一屏藩。且於開濮范寿各屬民地，多獲保全。但恐各省協款未能應手，東省籌撥過多，勢難接濟，一時尚未敢定議。」とある。
- 43) 前掲、丁宝楨「壩工堤工截明用數摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 37～38頁，等。なお金堤の補修工事をめぐっては、人員を派遣して見積もりを行い、付近の州県に指令を出し、民夫に勸諭して官民が協同で工事が為され、3万余兩の津貼が給付されたという。
- 44) 前掲、丁宝楨「壩工堤工截明用數摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 36～38頁，等。原文は、以下の通り。「臣更有請者。此項大工。原為保護東南災區及運道大局之計。故堵決口則必須築長堤。既築長堤則不能不資防守。而新工大堤。長至二百五十余里。又加以防護金堤一百数十里。合計兩岸長堤至四百余里。皆無專管之官。軫盼大汛即臨。豈暇從容籌議。臣祇好將留防各營勇分布巡防。並以地段過長。復飭各州縣督率附近民夫。一遇險工。竭力隨同搶護。以為一時權宜之計。防汛必須料物。而各省指撥工需銀兩。至今報解尚未及半。所有堤壩兩工用款。均係遵照前奏。陸續由司道各庫挪湊接濟。此後處需防汛經費。仍應飭司寬為籌撥應用。期免貽誤。俟各省協款解到。再行歸還。……」
- 45) 前掲、丁宝楨「壩工堤工截明用數摺」『丁文誠公奏稿』卷11, 36～38頁。『光緒朝東華録』光緒元年

四月甲申の条。『山東河工案』光緒元年，15～17頁。庁汎の設立について，四月十八日の上諭は，「該部」（おそらく工部）と河東河道総督に対しこの問題を協議し，具奏するよう指令した（『上諭檔』第一冊，101頁，史料番号296。『徳宗実録』光緒元年四月甲申の条）。河東河道総督の曾國荃は，先ず南岸の新堤について段落を区分して庁汎の名目を定め，銅瓦廂での決口後に裁撤された同知（庁の長官）以下の官職を復設し，同時に，兵614名と堡夫495名を配置することを提議して，朝命に答えている（『光緒朝東華録』光緒元年十二月丁亥の条）。この問題は，今後更に考察を深めるべき研究課題である。

- 46) 丁宝楨「預籌堤防經費並修壩工片」（光緒二年正月二十九日）『丁文誠公奏稿』卷12，22頁。『山東河工案』光緒二年，3～6頁。
- 47) 『光緒朝上諭檔』第二冊，304頁，史料番号803。
- 48) 『光緒朝上諭檔』第二冊，333～334頁，史料番号882。この上諭の中で「丁宝楨奏籲請陛見一摺」と記されているが，『丁文誠公奏稿』に該当する奏文は収録されていない。
- 49) 『申報』第10冊，127頁。
- 50) 『光緒朝東華録』光緒二年九月丁丑（二十日）の条。また，『徳宗実録』光緒二年九月丙子（十九日）の条に，「以籌撥工需。予山東布政使李元華優敘。」とあるのは，日付が一日前後しているだけで，同じ事柄とみてよい。
- 51) 李元華が淮軍の幕府を構成する一員であったことについては，Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Huai Army*, Seattle, 1964, p. 291. 及び王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所專刊②，台北，1967年，321頁，参照。
- 52) 光緒十一年四月に李元華が死去したのを弔い，李鴻章は，同年七月初八日付で「李元華請卹片」（『李文忠公奏稿』卷54，37～38頁）なる上奏文を草し，その軍功を列挙するとともに，赴任した各地での功績を称えている。李元華には専伝が見当たらないが，李鴻章による追悼文ともいべきこの一文は，その欠を補うに足るものである。
- 53) 山東を離れることになった丁宝楨の念頭にあるのは，以前休暇した際に後事を託した文彬が持論に拘泥したために，李鴻章との信頼関係を損なった一件である。丁としては，この同じ轍を踏むことは，何よりも避けねばならなかった。前掲，拙稿「丁宝楨と黄河治水」を参照のこと。
- 54) 『申報』第10冊，142頁，に転載された光緒二年十一月二十八日付の京報。陳士杰は，字は雋丞といい，湖南省桂陽州の出身。曾國藩の幕僚として太平天国軍との戦いで功績を上げる。同治十三年十二月二十九日より山東按察使を務めていた。『清史稿』列伝234，に専伝がある。潘駿文は，潘錫恩（字は芸閣，安徽省涇県の出身。嘉慶十六年進士）の子。刑部郎中を経て，山東知府となり，咸豊末に捻軍が省城を侵犯しようとした際，兵団を率いて撃退するなどの功績を上げた。同治期に閻敬銘と丁宝楨に重用され，侯家林を塞いだ功績により，亮沂曹濟道となっていた（国立故宫博物院院蔵『同治朝月摺檔』同治十三年十一月中冊，149～150頁）。『清史稿』列伝170，参照。王作孚については，詳しくは分からない。
- 55) 『再続行水金鑑』卷104，河水51，2723～24頁。
- 56) 『再続行水金鑑』卷104，河水51，2723～24頁。このとき糧道庫に留保された10万両のうち3万両は，曹州府知府馬映奎が，光緒三年春季の防汛に使用する楛料の購入費として充当した。この3万両を除いた残りは，築堤事業完遂後に膨張した防汛經費の一部を補填するため支出された（後述）。
- 57) 『再続行水金鑑』卷104，河水51，2724頁。原文は，以下の通り。「惟察看北面金堤，相距河流尚遠。其間村莊民地，犬牙相錯。当水勢盛漲之際，既無以屏蔽狂流。以致每值夏秋，田蘆均遭漫溢，幾成汎國。小民遷徙奔避，情實堪憐。」
- 58) 「民堰」は，もともと丁宝楨が独自に使用した範疇である。李元華は，丁の用法を踏襲している。丁と李がこの語を使う時，山東省政府の主導により堤防を建設する際に，「民力」或いは「民夫」を活用することを念頭に置いているように思われる。従って，本来民間人が自主的に築造した小型の堤防を意味する「民埝」とは区別して考えるのが適切であろう。

- 59) 『再続行水金鑑』巻104, 河水51, 2724頁。『光緒朝東華録』光緒三年二月壬寅の条。
- 60) 『山東河工案』光緒三年, 4頁に, 「茲擬於二月初三日出省親赴沿河一帶……」とある。
- 61) 『再続行水金鑑』巻104, 河水51, 2728～2731頁。『光緒朝東華録』光緒三年二月壬寅の条。
- 62) なお運河に関連する部分は, 本論との関わりが薄いので, 本稿では割愛した。
- 63) 『再続行水金鑑』巻104, 河水, 編年51, 2728頁, に, 「臣查黄河南堤。自賈莊直抵東平境内。計長二百余里。均屬完固。足資保衛。惟上游毗連直豫。自直隸東明謝寨起。經長垣境至河南考城十三里鋪止。約七十余里。並無堤岸。与下游曹属尚未聯絡一氣。此係最要之工。刻不可緩者。昔年侯家林合龍以後。忱於經費較多。未暇顧問。遂致賈莊決口。此次賈莊以下。堤雖完固。而上游若不一律修築。誠恐百密一疏。設有漫決。豈惟前功盡棄。而河南・安徽・江蘇仍然受害。山東之首当其衝無論已。……」とある。
- 64) 『再続行水金鑑』巻104, 河水, 編年51, 2729頁, に, 「查南堤至北面金堤。中間相距六七十里。雖金堤時加修築。而謂屏蔽京師則可。於濮范之民村莊田畝則不能保衛。臣此次親赴河干。拋濮范沿河紳民紛紛具稟。謂南堤既築而北堤未修。同是朝廷赤子。未免向隅。該紳民等情願承修北堤。惟力有不支。懇請酌加津貼。既成以後。請派弁勇一律修防等情。……」とある。
- 65) 李元華の提議した提示した三年計画の中身は, 次のようなものである。すなわち, 一年目は来年正月に工事を開始し, 高さ1丈, 頂寛1丈6尺, 底寛6丈とする。この大きさは, 前に民堰の築造を建議した際に示した水準であり, 三年計画の一年目に達成されるべきとされている。それから二年目は, 高さ4尺, 頂寛1丈4尺, 底寛4丈を加え, この段階で南堤との均衡を達成する。そして三年目は, 高さは加える必要はないが, 底寛4丈, 頂寛1丈を加え, それにより金堤と同等のものとする。李元華は, このように工事を三年に分けて実施することの利点について, 「人民に対する過重な負担を避け, 財政を傷つけることもない(既不勞民, 亦不傷財)」と陳べている。
- 66) また, 文格の着任後に協議し次第, 処理してゆく策として提議されているのであるが, 李元華は, 黄河は濮州と范県の上流で南北の二道に分かれており, 南渠は「一分余」を有し, 「水の流はせまく深くて深い(溜窄而深)」のに対し, 北渠は大体「八分余」を有し, 「水の流はあるやかで浅い(溜寛而浅)」とし, 寿張・東阿両県内にある「新黄河の末尾(尾閘)」にこの二道を結び付け, 天候を見て一つに帰併し, その上で南堤の北, 黄河の南に「小型の堤防(小堤)」を築造し, 黄河の水を束ねるといふ策を建議した。
- 67) 『光緒朝東華録』光緒三年二月壬寅の条。
- 68) 『光緒朝東華録』光緒三年二月丙午(二十日)の条。なお, 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2733頁, に所載の史料は, 上奏文の前半部分を削除したうえ, 「光緒三年二月初一日」の日付を付けているが, これは編集ミスによる誤りであろう。李元華の視察に出発したのが二月初三日であることは, ここで依拠した『光緒朝東華録』だけでなく, 国立故宫博物院院蔵『山東河工案』光緒三年, 3～4頁, に載せられた同じ上奏文でも, 「茲擬於二月初三日出省。親赴沿河一帶。督飭在工具役。實力興挑。務期一律深通。糧艘抵東。暢行無阻。」との記事があることから確認できる。
- 69) 『光緒朝東華録』光緒三年三月己巳(十三日)の条。『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2733頁。この度の視察は, 李元華が省城に戻った日が三月初十日であることは記されているものの, 出発した日付は不明である。しかし, さほど大掛かりなものではないようなので, 光緒三年三月初旬に数日間を掛けて実施したとみて大過はないと考えられる。
- 70) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2743～45頁。
- 71) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2743～45頁。『山東河工案』光緒三年, 25～30頁。
- 72) 鄭肇経『中国水利史』上海書店, 1984年, 94～95頁。本書は, 商務印書館から出版された1939年版の復刻である。
- 73) 「光緒三年四月初三日, 准貴部院咨開。『長垣謝寨起, 南至考城圈堤止, 東省新築黄河南堤, 現已工竣。防守自不可少。惟堤界直境者居多, 応否由直隸分段防守, 至堤壓地畝, 似須飭令查明頃畝, 由東給与津貼』等因。到本閣爵部堂。准此。」(『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2733～34頁)

- 74) 大順広道は、直隸省に属する道員の一つで、兵備を帯ずるとともに、河道と水利を兼務し、大名府に駐在する。「大名道」ともいう。『清史稿』巻116, 志91, 職官3. 李國祜「明清兩代地方行政制度中道的功能及其演变」『中央研究院近代史研究所集刊』第三期下, 1972年12月, 参照。
- 75) 黄槐森は、広東省香山県出身で、進士。光緒二年に大順広道（大名道）に任命される。『畿輔通志』巻30, 職官6, 参照。
- 76) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2734頁。原文は次の通り。「此項新堤, 雖界在直境。而該處紳民。以与本境無甚裨益。礙難責以防汎。」
- 77) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2734頁。引用した箇所原文は次の通り。「宣防之責属在東省。未敢請助隣邦。自応仍歸東省經理。以專責成。而免貽誤。」
- 78) 『光緒朝東華録』光緒三年五月戊寅の条, に、「議者以為堤均直豫應轄。工程理宜分勞。」とある。なお、『再続行水金鑑』巻105, 河水, 編年52, 2735~36頁, では同じ上奏文の中の「堤」の字が「地」となっている。本稿では、文意に拠った。
- 79) 『光緒朝東華録』光緒三年五月戊寅の条。『再続行水金鑑』巻105, 河水, 編年52, 2735~36頁。李元華の主張の背景には、長堤が新規築造された結果生じた防汎経費（洪水対策費）の膨張がある。光緒元年に丁宝楨が賈莊の決口を堵塞し、南岸に新堤を築造した際、防汎経費として6万5,000両を奏撥したのであるが、そのご河水が灘地にぶつかって湾曲し（「坐湾入袖」）、災害の危険性が高まるようになると更に7~8万両の追加的な対策費の必要が生じている。結局、霜降（九月二十六日）を経て黄河の形勢が安瀾になってから、実際に使われた「三汎防險経費」を総計すると12万3,600余両に上ったのである。丁宝楨の事業を継承した李元華も、北岸に長堤を新規築造したのであるから、必要経費もまた当然「倍蓰」（倍は二倍、蓰は五倍）となるはずであると表白している。ところが李元華は、丁宝楨とは違って、防汎経費の増額を要求しなかった。光緒二年の春に使用する樁料は、前年冬に曹州府知府馬映奎が糧道庫銀10万両の留保（前述）の中から予備的に購入していたので、塩運庫から5万両を酌提して取り急ぎ資材を購入することで、夏秋の洪水期に備えるとしたのである。『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2734~35頁。『山東河工案』光緒三年, 9~12頁。
- 80) 山東省の兵制については、張玉法『中国現代化的区域研究 山東省（1860~1916）』中央研究院近代史研究所專刊(43), 1987年, 53~70頁, に詳しい。
- 81) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2735~36頁。原文は、以下の通り。「至以後常年修守, 亦須專責有人。東省各營勇丁, 為数無多。而應防本境各工, 南北兩岸共有四百余里, 已属不敷分布。今若以直豫境内之堤, 再由東省派營防汎, 实属兼顧為難。」
- 82) 『光緒朝東華録』光緒三年五月戊寅の条。なお、「臣夙夜籌思。實無良策。」の九字は、『光緒朝東華録』に所収のこの条には見えないが、『再続行水金鑑』巻105に所収の同じ奏文では削除されている。
- 83) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2735~36頁。『光緒朝東華録』光緒三年五月戊寅の条。『山東河工案』光緒三年, 21~23頁。『申報』第11冊, 70頁（六月十一日丁丑）。
- 84) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2736頁。
- 85) 咨文とは、形式上は同級の官庁間で取り交わされる並行文書。
- 86) 直隸省では総督が七名の総兵を節制していた。大名鎮総兵はそのうちの一つであり、緑營の鎮標三營（中營・左營・右營）を統轄し、開州協、大名城守營等を兼轄する。大順広道については、先述した。「緑營」『清史稿』巻131, 志106。『清国行政法』第四卷, 302~305頁, 参照。
- 87) 李元華が受け取った李鴻章の咨文は、『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2741~43頁。以下で直隸側の答申について祖述するに当たっては、特に註記しない場合であっても、この史料を典拠としている。
- 88) 『再続行水金鑑』巻105, 河水52, 2742頁。原文は次の通り。「惟職鎮所帶大名開州練軍, 本不甚多。東明大堤, 已撥六哨。其分駐三郡各處要隘, 巡防訓練, 刻不容寬。既有堤防六十里, 且濶開新築北堰, 水勢緊束, 倍形喫重。若再加修防四十里之堤, 兵力恐難兼顧。……」
- 89) 『申報』11冊, 154頁, 238頁。
- 90) 『申報』11冊, 423頁。

## 〔主要参考史料・文献の略称〕

- 『光緒朝東華録』：朱寿明編『光緒朝東華録』全五冊，中華書局，1984年。
- 『黄河河防詞典』：水利部黄河水利委员会編『黄河河防詞典』黄河水利出版社，1995年。
- 『再統行水金鑑』：武同挙纂『再統行水金鑑』（民国31年排印本），沈雲龍主編『中国水利要籍叢編』第三輯，文海出版社，1969～1971年，所収。（中国水利水電科学院水利史研究室の編校による湖北人民出版社，2004年版，も併せて参照。）
- 『山東河工案』：國立故宮博物院院藏『山東河工案』全26冊（未公刊）。
- 『上諭檔』：中国第一歴史档案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』，江西師範大学出版社，1996年。
- 『清国行政法』：臨時台湾旧慣調査会第一部報告『清国行政法』全七冊，南天書局，1989年（復刻版）。
- 『清史稿』：趙爾巽等撰『清史稿』全529卷，中華書局，標点本，1977年版。
- 『清史列伝』：王鍾翰点校『清史列伝』全20冊，中華書局，1981年。
- 『申報』：『申報』上海書店，1983年影印。
- 『丁文誠公奏稿』：羅文彬編『丁文誠公遺集』近代中国史料叢刊第八輯（沈雲龍主編），文海出版社，所収。
- 『德宗実録』：『清実録』五二，德宗景皇帝実録〔一〕，中華書局，1987年。
- 『李鴻章全集』：国家清史編纂委員会・文献叢刊『李鴻章全集』安徽大学出版社，合肥，2008年。
- 『李文忠公奏稿』：吳汝綸編『李文忠公全集』（全8冊）文海出版社印行，所収。
- 『民国東明県新志』：『民国東明県新志』（1933年），中国地方志集成，山東府県志輯86，鳳凰出版社，2004年。